

全国老人医療担当課（部）長・国民健康保険
主管課（部）長・後期高齢者医療広域連合設
立準備委員会事務局長会議資料

保険局総務課老人医療企画室

平成18年9月22日

説明資料目次

1. 後期高齢者医療制度に関する主な準備作業スケジュール（見込み）・・・・・・・・・・ 1
2. 後期高齢者医療広域連合の設立準備委員会の設置状況について・・・・・・・・・・ 2
3. 高齢者の医療の確保に関する法律施行令関係
 - (1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成18年政令第294号）・・・・・・・・ 10
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について（局長通知）・・・・・・・・ 17
 - (3) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の具体的内容について（事務連絡）・・・・ 21
 - (4) 後期高齢者医療制度の実施に伴う準備業務等に当たっての留意事項について
（課長通知）・・・・・・・・ 24
4. 平成19年度概算要求（高齢者医療制度関係）の概要・・・・・・・・・・ 33
5. 後期高齢者医療広域連合運営に係る実態等調査について・・・・・・・・・・ 35
6. 保険料率算定基準・保険料賦課基準案・・・・・・・・・・ 47
7. 前期財政調整金の賦課・交付額の算出に必要な報告について・・・・・・・・・・ 53

後期高齢者医療制度に関する主な準備作業スケジュール（見込み）

年 月	事 項	広域連合における準備
平成 18 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ●政省令等公布（平成 18 年 10 月施行分） ●広域連合と市町村の事務分担に係る政令公布 ○保険料率算定基準・保険料賦課基準 ○前期財政調整に係る賦課・交付額の算出方法 	準備委員会設置
11～12 月	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の資格管理 ○後期高齢者医療給付（高額介護合算療養費を除く）の基準・手続等 ○特別徴収の基準・実務 	市町村議会の議決（規約等） （12 月市町村議会）
平成 19 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ○高額介護合算療養費の基準・支給手続等 ○費用負担 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・都道府県・市町村定率負担の算定方法等 ・ 財政調整交付金の算定方法等 ・ 財政安定化基金の交付金・貸付金、拠出金の算定方法等 ・ 特別高額医療費共同事業の交付金・拠出金の算定方法等 ○後期高齢者の保健事業の指針 	都道府県知事の広域連合設立許可 （設立期限は 19 年 3 月 31 日）
2 月		広域連合長選挙、広域連合議会議員選挙（間接選挙の場合）
3 月	○後期高齢者の新たな診療報酬体系の基本的考え方取りまとめ（18 年度中目途）	広域連合議会（組織等条例、19 年度予算等）
4 月	○政省令等公布（診療報酬関係以外）	
夏頃	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料率・保険料額の具体的な算定方法 ○後期高齢者の新たな診療報酬体系の骨格取りまとめ（夏～秋目途） 	保険料設定事前準備
11 月		広域連合議会（保険料条例制定）
12 月	○前期財政調整に係る諸率	
平成 20 年 1～2 月	○後期高齢者の診療報酬（個別点数について、中医協に諮問・答申）	
4 月	施 行	

○後期高齢者医療広域連合の設立準備委員会の設置状況について

(平成18年9月7日現在)

県名	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
① 設置(予定)年月日	8月25日設置	8月29日設置	9月1日設置	9月1日設置	8月28日設置	8月1日設置
② 設置(予定)場所	北海道国保会館内	青森県共同ビル内	岩手県自治会館内	宮城県自治会館内	秋田県市町村会館内	山形県自治会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内市町村長 12名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(札幌市) 1名 ・事務局次長(道) 1名 ・事務局次長(町村会)1名(非常勤) ・班長(札幌市・道) 2名 ・事務局職員(市町村) 8名 <p>計 13名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長 6名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員 2名 ・市町村職員 4名 ・国保連 1名 ・臨時職員 1名 <p>計 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長他 10名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市) 1名 ・事務局課長(市) 1名 ・事務局職員(市町村) 8名 <p>計 10名</p>	<p>[総会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 36名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 4名 ・監事 2名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局員 9名(県、市町村、国保連) <p>計 11名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会及び町村会の正副会長 5名 ・県健康福祉部長 1名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 <p>計 8名</p> <p>※委員会の下に幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(県)1名 ・事務局職員(市町) 6名 <p>計 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 35名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 7名 ・監事 2名 <p>計10名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(県) 1名 ・事務局職員(市町) 2名 ・(国保連) 2名 ・(臨時職員) 1名 <p>計 6名</p>

県名	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
① 設置(予定)年月日	8月9日設置	8月18日設置	8月28日設置	8月31日設置	10月1日設置予定	9月1日設置
② 設置(予定)場所	福島県自治会館内	茨城県市町村会館内	旧宇都宮市水道局庁舎	群馬県市町村会館内	埼玉県自治会館内	千葉県自治会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <p>・市長会正副会長、監事及び町村会正副会長 計 8名</p> <p>【役員】</p> <p>・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 計 8名</p> <p>※委員会の下に幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(市町村) 4名 (国保連)</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <p>・代表市町村長 12名</p> <p>【役員】</p> <p>・委員長 1名 ・副委員長 1名 ・監事 2名</p> <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(県) 1名 (市町村) 11名 (国保連) 2名 (臨時職員) 2名</p>	<p>[委員会]</p> <p>県内全市町で構成</p> <p>【理事会】</p> <p>・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 8名 ・監事 2名 計 12名 (市長、町長等で構成)</p> <p>※理事会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(県) 2名 (市町村) 5名 (国保連) 2名 計 11名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <p>・市町村長 9名</p> <p>【役員】</p> <p>・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 5名 ・監事 2名</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局長補佐(県・市) 2名 ・事務局員(市町村) 6名 計 9名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <p>・市町村長代表 10名</p> <p>[事務局]</p> <p>・県職員 2名 ・市町職員 9名 ・国保連職員 1名 計 12名</p> <p>※8/1から県庁内に県職員2名、市職員3名により準備事務局業務を開始。10/1から7名増員予定。</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <p>・全市町村長 56名</p> <p>【役員】</p> <p>・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 計 4名</p> <p>※委員会の下に、幹事会、部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(県) 1名 (市) 5名 (国保連) 2名 計 10名</p>

県名	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
① 設置(予定)年月日	9月1日設置	7月13日設置	9月1日設置	9月1日設置	8月17日設置	9月1日設置
② 設置(予定)場所	東京都区政会館内	横浜市庁舎(会議室)	新潟県自治会館内	富山市婦中総合行政センター内	石川県広坂庁舎内	福井県自治会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区長会代表 6名 ・東京都市長会代表 4名 ・東京都町村会代表 2名 <p>計12名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 3名 ・監事 1名 <p>計 5名</p> <p>※委員会の下に幹事会・作業部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 1名 ・事務局次長(区) 1名 ・事務局課長 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会・町村会正副会長 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 7名 ・監事 2名 <p>計 9名</p> <p>※委員には、会長・副会長を含む</p> <p>※委員会の下に幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(横浜市) 1名 ・事務局職員(市) 8名 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市 5名 ・町村 3名 <p>計 8名</p> <p>※市長会、町村会に選出を依頼</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会(県内全市町村の担当課長で構成)と4つの作業部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市長会) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・市職員 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 15名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会・作業部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町職員 8名 ・臨時職員 1名 <p>計 9名</p> <p>※他に県職員の派遣について検討中</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 5名 ・町長 3名 <p>計 8名</p> <p>※市長会・町村会の推薦</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(金沢市) 1名 ・事務局職員(市町) 7名 ・事務局職員(国保連) 1名 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町長 17名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(市町) 4名 ・事務局職員(国保連) 1名 <p>計 7名</p>

県名	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
① 設置(予定)年月日	9月6日設置	9月6日設置	8月10日設置	9月7日設置	8月1日設置	8月1日設置
② 設置(予定)場所	山梨県自治会館内	長野県農業共済組合連合会会館	岐阜市庁舎	静岡県市町村センター	愛知県国保会館内	三重県自治会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 2名 ・町村会 2名 ・県部長 1名 <p>※オブザーバーとして国保連</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整中 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会役員 6名 ・町村会役員 8名 計 14名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長 1名 ・副委員長 1名 ・委員 10名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 1名 ・総務課 5名 ・業務課 4名 計 10名 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 42名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 3名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会・専門部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(岐阜市) 1名 ・事務局次長(岐阜市) 1名 ※県から市へ派遣した職員 ・事務局次長(岐阜市) 1名 ・事務局職員(市町村) 10名 (国保連) 2名 計 14名 	<p>[委員会]</p> <p>市長会・町村会の推薦予定(調整中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 4名 ・町村会 3名 計 7名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(静岡市) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(市) 4名 (県) 1名 (市長会・町村会) 1名 (国保連) 1名 計 9名 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会会長、副会長(2名) ・町村会会長、副会長(2名) ・名古屋市 計 7名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長(市長会会長) 1名 ・副会長(町村会会長) 1名 ・顧問(名古屋市) 1名 ・委員(上記以外) 4名 ・監事 2名 計 9名 <p>※委員会の下に幹事会・実務者部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町長 29名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 計 4名 <p>※委員会の下に幹事会・作業部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(県) 1名 ・事務局職員(市) 7名 ・事務局職員(町村会) 1名 計 9名 <p>※参与(非常勤)4名(県)</p>

県名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
① 設置(予定)年月日	7月1日設置	7月26日設置	9月1日設置	9月1日設置	9月1日設置	8月1日設置
② 設置(予定)場所	滋賀県国保会館内	京都府国保連と同じ建物内	大阪府国保連と同じ建物内	兵庫県国保連と同じ建物内	奈良県市町村会館内	和歌山県国保連と同じ建物内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町長 ・国保連副理事長 <p style="text-align: right;">計27名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 9名 ・監事 2名 <p style="text-align: right;">計 13名</p> <p>※理事会を設置 ※委員会の下に研究会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(大津市) 1名 ・事務局次長(国保連) 1名 ・事務 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町長 28名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 3名 ・監事 2名 <p style="text-align: right;">計 6名</p> <p>※副会長は、京都市長、市長会会長、町村会会長</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(府) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(府) 1名 ・事務局職員(市町) 3名 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内代表市町村長 11名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会計監事 2名 <p style="text-align: right;">計 5名</p> <p>※委員会の下に、幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(府) 1名 ・事務局次長 2名(大阪市、国保連) ・事務局職員(府) 1名 ・事務局(市町村) 7名 ・事務局(国保連) 2名 <p style="text-align: right;">計 13名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町長 41名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 4名 ・監事 2名 <p style="text-align: right;">計8名</p> <p>※委員会の下に理事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員(市町及び国保連職員) <p style="text-align: right;">計 10名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市長 12名 ・町村4ブロック代表 8名 <p style="text-align: right;">計 20名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 ・副会長 ・監事 <p>※委員会の下に、幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(奈良市)1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(市町) 6名 ・事務局職員(国保連) 2名 <p style="text-align: right;">計 10名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長(市長会会長) ・副会長(町村会会長) ・理事 16名 ・監事 2名 <p>※理事会を設置 ※委員会の下に、幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(和歌山市)1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(県) 1名 ・事務局(市町村) 7名 ・事務局(国保連) 2名 <p style="text-align: right;">計 12名</p>

県名	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
① 設置(予定)年月日	9月1日設置	8月24日設置	8月18日設置	6月14日設置	8月29日設置	8月1日設置
② 設置(予定)場所	県庁庁舎内(暫定)	島根県市町村振興センター内	岡山県市町村振興センター内	広島県自治会館内	山口県自治会館内	徳島県国保会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <p>・全市町村長 19名</p> <p>※委員会の下に、幹事会・部会を設置予定</p> <p>[事務局]</p> <p>・県職員 1名</p> <p>・市町村職員 6名</p> <p>・町村会職員 1名</p> <p>・国保連 1名</p> <p>計 9名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <p>・全市町村長 21名</p> <p>※委員会の下に、幹事会・部会を設置予定</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(市) 1名</p> <p>・事務局次長(県) 1名</p> <p>・事務局職員(県) 1名</p> <p>(市町村) 2名</p> <p>(国保連) 2名</p> <p>計 7名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <p>・市町村長 9名</p> <p>【役員】</p> <p>・会長 1名</p> <p>・副会長 1名</p> <p>・委員 7名</p> <p>・監事 2名</p> <p>※委員会の下に、幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(岡山市) 1名</p> <p>・事務局次長(総社市) 1名</p> <p>・事務局職員(市町村) 8名</p> <p>(国保連) 1名</p> <p>計 11名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <p>・市長会・町村会正副会長</p> <p>【役員】</p> <p>・会長 1名</p> <p>・副会長 1名</p> <p>・委員 4名</p> <p>・監事 2名</p> <p>※委員会の下に、幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(県) 1名</p> <p>・事務局次長(県) 1名</p> <p>・事務局職員(市町) 8名</p> <p>(国保連) 2名</p> <p>計 12名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <p>・全市町村長 22名</p> <p>【役員】</p> <p>・会長 1名</p> <p>・副会長 2名</p> <p>・監事 2名</p> <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(市長会・町村会) 1名</p> <p>・事務局次長(県) 1名</p> <p>・事務局職員(市町) 13名</p> <p>(国保連) 2名</p> <p>(市長会・町村会) 1名</p> <p>計 18名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【役員】</p> <p>・会長 1名</p> <p>・副会長 1名</p> <p>・委員 3名</p> <p>・監事 2名</p> <p>※役員は、市長会・町村会の正副会長(5)、市長会・町村会長が指名した市長・町長(各1名)</p> <p>※委員会の下に、幹事会・部会を設置</p> <p>[事務局]</p> <p>・事務局長(徳島市) 1名</p> <p>・事務局職員(市町村) 10名</p> <p>(国保連) 1名</p> <p>計 12名</p> <p>※県は、オブザーバーとして参加</p>

県名	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
① 設置(予定)年月日	7月31日設置	9月1日設置	8月8日設置	9月1日設置	9月1日設置	7月1日設置
② 設置(予定)場所	香川県自治会館内	愛媛県国保会館内	高知県保健衛生総合庁舎内	福岡県自治会館内	佐賀県自治会館内	長崎県市町村会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 17名 ・国保連常務理事 ・県福祉部長 <p style="text-align: right;">計 19名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・監事 2名 <p style="text-align: right;">計 5名</p> <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(高松市) 1名 ・事務局次長(丸亀市) 1名 ・事務局職員(県) 1名 ・事務局職員(市町) 4名 ・事務局職員(国保連) 1名 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 20名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 3名 ・監事 2名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(松山市) 1名 ・事務局次長(県) 1名 ・事務局職員(市町) 5名 ・事務局職員(国保連) 1名 <p style="text-align: right;">計 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 5名 ・町村長 5名 <p style="text-align: right;">計10名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長(高知市長) 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(市町村) 5名 ・事務局職員(国保連) 1名 <p style="text-align: right;">計 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県副知事 1名 ・市長 5名 ・町村長 5名 <p style="text-align: right;">計 11名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・監事 2名 <p style="text-align: right;">計 5名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市) 1名 ・事務局員(県) 1名 ・事務局員(市) 5名 ・事務局員(町村) 5名 ・事務局員(臨時) 1名 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 23名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長(市長会長) 1名 ・副会長(町村会長) 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 <p style="text-align: right;">計 8名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(市町) 4名 ・事務局職員(国保連) 1名 ・事務局職員(町村会) 1名 <p style="text-align: right;">計 8名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会正副会長市の助役 ・町村会正副会長町の助役 <p style="text-align: right;">4名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(長崎市) 1名 ・顧問(県) 1名 ・事務局職員(市町村) 3名 ・事務局職員(国保連) 2名 ・事務局職員(事務組合) 1名 <p style="text-align: right;">計 8名</p>

県名	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
① 設置(予定)年月日	7月28日設置	8月1日設置	8月1日設置	7月18日設置	8月1日設置
② 設置(予定)場所	熊本県市町村自治会館内	大分第2ソフィアプラザビル内	宮崎県自治会館内	鹿児島県市町村自治会館内	沖縄県自治会館内
③ 構成メンバー	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 4名 ・町村長 4名 (顧問) ・市議会議長会会長 ・町村議会議長会会長 2名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 14名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(市町村) 6名 (県) 	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村長 18名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 14名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(県) 1名 ・事務局次長(市) 1名 ・事務局職員(市) 5名 (国保連) 2名 <p>計 9名</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会会長 1名 ・町村会会長 1名 ・市長 2名 ・町村長 2名 <p>計 6名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(宮崎市) 1名 ・次長(町村会) 1名 ・事務局職員(市町) 4名 (県) 1名 (国保連) 1名 <p>計 8名</p> <p>※参与(サポート)</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 5名 ・町長 3名 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・委員 5名 ・監事 2名 <p>※委員会の下に幹事会を設置</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(県) 1名 ・事務局職員(市町村) 8名 (町村会) 1名 <p>計 10名</p> <p>※事務局に部会を設置</p>	<p>[委員会]</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会会長 1名 ・町村会会長 1名 ・各地区市町村会長 5名 <p>計 7名</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 ・副会長 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(市) 1名 ・事務局長代理(市) 1名 ・事務局職員(県) 1名 (市町村) 2名 <p>計 5名</p> <p>※事務局に検討部会を設置 ※11月以降、10名体制に 拡充(市町村職員5名)</p>

高齢者の医療の確保に関する法律施行令案要綱

一 高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条の被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を定めること。

二 この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。

政令第二百九十四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第四十八条の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五十条第二号の規定による認定に関する申請の受付
- 二 法第五十四条第一項の規定による届出の受付
- 三 法第五十四条第三項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し
- 四 法第五十四条第六項及び第九項の規定による被保険者証の返還の受付
- 五 法第五十四条第七項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し
- 六 法第五十四条第十一項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の

増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

七 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

八 法第一百一十一条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

九 前各号に掲げる事務に付随する事務

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

理由

後期高齢者医療広域連合が平成十八年度末までに設立されることとなっているため、その処理する事務の範囲を確定すべく、後期高齢者医療の事務のうち市町村によって処理されるものを定めておく必要があるからである。

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令案

参 照 条 文

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（広域連合の設立）

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

（被保険者）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

一 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者

二 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

（届出等）

第五十四条 被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を後期高齢者医療広域連合に届け出なければならない。

2 被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者に代わつて、当該被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。

3 被保険者は、後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

4 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるとする。

5 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

6 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた被保険者は、後期高齢者医療広域連合に当該被保険者証を返還しなければならない。

い。
7 前項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者に対し、被保険者資格証明書を交付する。

8 後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞納している保険料を完納したとき、又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該被保険者に対し、被保険者証を交付する。

9 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、後期高齢者医療広域連合に被保険者証を返還しなければならない。

10 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の二の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

11 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（後期高齢者医療給付の種類）

第五十六條 被保険者に係るこの法律による給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）は、次のとおりとする。

一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給

二 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

三 前二号に掲げるもののほか、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付
（保険料）

第百四條 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第百七條第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2・3（略）

（保険料の減免等）

第百一十一條 後期高齢者医療広域連合は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（実施規定）

第百六十六條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生

労働省令で定める。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（抄）

附 則

第三十六条 この法律の公布の日に現に存する市町村（この法律の公布の日後この項の規定により広域連合を設ける日までの間に廃置分合により消滅した市町村を除く。以下この条において「現存市町村」という。）は、高齢者医療確保法の施行の準備のため、平成十八年度の末日までに、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての現存市町村が加入する広域連合を設けるものとする。

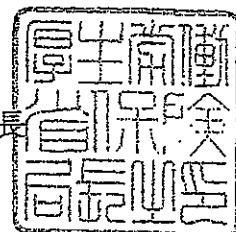
2 平成十八年度の末日までに前項の広域連合に加入していない現存市町村以外の市町村は、同日後速やかに同項の広域連合に加入するものとする。



保発第 0913001 号
平成 18 年 9 月 13 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 18 年政令第 294 号)が、平成 18 年 9 月 13 日に公布され、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、この政令の趣旨及び内容は次のとおりであるので、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等に周知徹底を図られたい。

記

1 政令の趣旨

新たに創設する後期高齢者医療制度においては、医療給付や保険料の決定等の後期高齢者医療の事務は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行うこととなっている。

当該後期高齢者医療の事務のうち、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務は、広域連合の処理する事務から除かれている。

後期高齢者医療広域連合が平成 18 年度末までに設立されることとなっているため、その処理する事務の範囲を確定すべく、後期高齢者医療の事務のうち市町村によって処理されるものを定めるものである。

2 政令の内容

この政令において被保険者の便益の増進に寄与するものとして定める事務は、各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡し等のいわゆる窓口事務であり、以下のとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第 50 条第 2 号の規定による認定に係る申請の受付
- (2) 法第 54 条第 1 項の規定による届出の受付
- (3) 法第 54 条第 3 項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第 8 項の規定により交付される被保険者証の引渡し
- (4) 法第 54 条第 6 項及び第 9 項の規定による被保険者証の返還の受付
- (5) 法第 54 条第 7 項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し

- (6) 法第 54 条第 11 項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (7) 法第 56 条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (8) 法第 111 条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (9) 前各号に掲げる事務に付随する事務